

対象事業者

来店型の施設・店舗等を福岡市内に有し、申請日時点で運営・営業している
中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）。

対象施設店舗等の例

小売施設 飲食品店、衣料品店、酒屋、茶類小売店、コンビニエンスストア、家庭用品店、園芸用品店、花屋、書店、文房具店、スポーツ用品店、おもちゃ屋、印章店、電気店、金物店、眼鏡店、時計店、靴屋、寝具店、陶器店、たばこ屋、楽器店、ペットショップ、リサイクルショップ、自動車販売店、自転車屋等	劇場等 劇場、映画館、興行場、演芸場等
食事提供施設 飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、屋台、屋形船等	運動施設・遊技施設 屋内ゴルフ練習場、ボウリング場、スポーツクラブ、ダンススタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等
児童福祉施設 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事務所、認可外保育施設等 ※工事のみが対象となります	遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶等
交通機関等 バス、タクシー、船舶	生活関連サービス施設 理髪店、美容室、エステサロン、ネイルサロン、鍼灸・マッサージ、接骨院、リハビリ施設・整体院、銭湯、レンタルショップ、不動産仲介店、結婚式場、質屋、動物病院、ペット美容室、フォトスタジオ、クリーニング店、コインランドリー、修理店（時計、靴、洋服等）等
金融機関等 郵便局、保険代理店、土業事務所等	学校教育施設 各種学校（学校教育法第134条に基づくもの）、専修学校（高等専修学校除く）等
学習塾等 学習塾、英会話教室、そろばん教室、音楽教室、バレエ教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等	

※屋外において市民が商品購入やサービス提供を受ける施設は対象外です。※市民ではなく企業等へ商品購入やサービス提供を行う施設は対象外です。※上記に記載が無くて、市民が商品購入やサービス提供を受ける施設（例：ショールーム、展示場、直売所など）を展開している場合は対象となることがありますので、不明な場合はご相談ください。

申請方法

オンライン申請の場合

専用サイトにアクセスし、
申請ください。



<https://fukuoka-kansenshotaioucity.jp>

郵送にて申請の場合

必要書類を下記宛にご郵送ください。

<送付先>
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1-1-2
ホテルニューオータニ博多2階
感染症対応シティ促進事業 事務センター 宛て

申請時に必要な書類

指定様式

- ・支援金交付申請書
- ・誓約書
- ・請求書

その他必要書類

- ・代表者の本人確認書類
- ・福岡市内で事業を営んでいることが確認できる書類
- ・各種写真（設置予定箇所、店舗【内観・外観】）
- ・費用明細、領収書
- ・機能や仕様が分かる書類
- ・振込口座が確認できる通帳等の写し 等

※様式や対象事業者の要件など詳細は専用サイト上の募集要項をご確認ください。
※お問合せへの回答や提出書類の確認以外の用件で、事務局より個別の店舗様へお電話することはありません。不審な電話にはご注意ください。

感染症対応シティ促進事業 事務センター 9:00~18:00（土日祝日を除く）

電話による
お問い合わせ

☎ 092-707-3046

FAXによる
お問い合わせ

FAX 092-707-3147

窓口

福岡市中央区渡辺通1-1-2
ホテルニューオータニ博多2階

メールによる
お問い合わせ

kansensho-taiou-city@fukuoka-city.online

感染症対応シティ促進事業

申請期間
2021(令和3年)
6/30まで

感染症対策に取り組む 市内店舗等を支援します!

支援の一例です



支援額は対象経費の3分の2、①②合わせて上限60万円（うち②は上限20万円）

① 感染症対策強化に係る工事経費

② 感染症対策強化に係る物品・サービス導入経費

※詳細は募集要項をご確認ください。 <https://fukuoka-kansenshotaioucity.jp>



・感染症対策の方法が分からない方
・ご自身の申請手続きが不安な方 など

お気軽にご相談ください!

感染症対応シティ促進事業 事務センター ☎ 092-707-3046

共通事項

申請手続き 1事業者につき、申請は**原則1回まで**です。

申請期間 令和3年3月10日(水)から同年6月30日(水)まで

※審査が終わり次第、随時支給を予定しています。
※予算上限に達した場合、申請期間中に募集を終了することがあります。

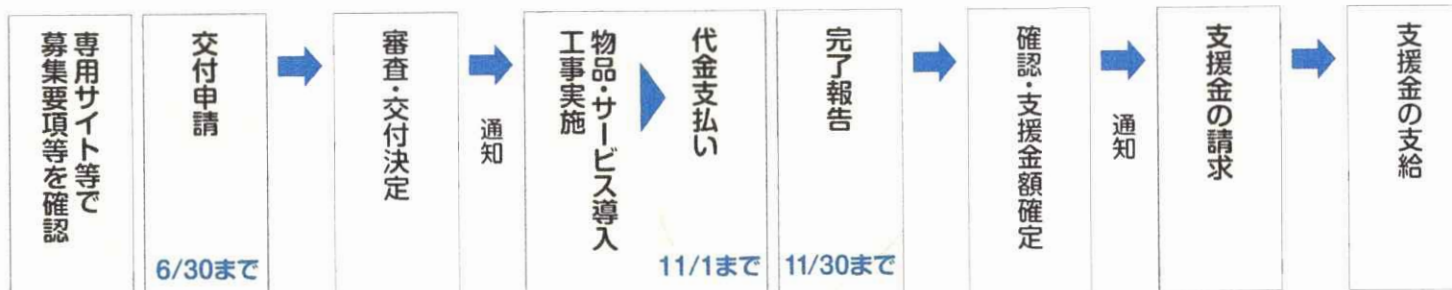
申請方法 裏面の「申請方法」をご確認ください。 **対象事業者** 裏面の「対象事業者」をご確認ください。

支援額 支援額は対象経費の3分の2、①工事経費②物品・サービス導入経費合わせて上限60万円(うち②は上限20万円)

※国や県、市の他の制度にて支援を受けて実施する経費については、本支援の経費に含むことは出来ません。

基本的な手続きの流れ

※物品・サービスのみの場合、導入後の申請が可能です。
導入後の申請手続きは募集要項をご確認ください。



□:申請者が行う手続きです。

① 感染症対策強化に係る**工事経費**の申請について

対象経費 令和3年3月10日(水)～令和3年6月30日(水)までに申請し、交付決定を受けた後に着手したもの。

対象設備

- 各種業種別ガイドライン等に示す感染症対策機能強化に資するもの
- 従業員ではなく、来店客が利用するスペースで使用するもの
- ※記載のない経費については、事前に必ずご相談ください。
- ※市内の施工業者が施工するものに限ります。(市内の施工業者とは、市内に本社もしくは本店があり、かつ市内にある事業所で施工するものを言います。)

換気

- 換気扇設置工事
- 高性能換気設備や換気機能付エアコン設置工事
- 換気用の窓設置・改修工事 (開閉可能窓への改修、網戸の新設も含む)



換気機能付エアコン設置工事



換気用の窓設置・改修工事

非接触

- 自動水栓への改修工事
- 非接触センサー付きトイレの改修工事
- 自動ドアへの改修工事



自動水栓への改修工事



非接触センサー付きトイレの改修工事

衛生

- ウイルス対策効果のあるエアコン設置工事
- 手洗い場の増設工事
- 客席用間仕切り壁設置・個室化工事



手洗い場の増設工事



客席用間仕切り壁設置・個室化工事

身体的距離の確保

- 三密を避けることを目的としたレイアウト変更工事
- 室内空間の拡張やテラスの増築工事
- テイクアウト対応カウンターへの改修工事



室内空間の拡張やテラスの増築工事



テイクアウト対応カウンター改修工事

② 感染症対策強化に係る**物品・サービス導入経費**の申請について

対象経費 令和3年2月25日(木)以降に購入したもので、令和3年6月30日(水)までに申請し、交付決定を受けたもの。

対象設備

- 各種業種別ガイドライン等に示す感染症対策機能強化に資するもの
- 従業員ではなく、来店客が利用するスペースで使用するもの
- ※記載のない経費については、事前に必ずご相談ください。
- ※可能な限り、市内事業者から購入をお願いします。

換気

- 空気清浄機 (HEPAフィルタ搭載等ウイルス捕集機能があるもの)
- 換気に資する扇風機、サーキュレーター
- CO₂濃度センサー



空気清浄機



CO₂濃度センサー

衛生

(飛沫対策含む)

- 加湿器
- 体温計
- サーモカメラ
- 紫外線滅菌機器 (物品の除菌に用いるもの)
- アクリル板、ビニールカーテン、パーティション類

非接触

- 非接触型ディスペンサー (消毒液又は石鹸用)
- 足踏み式消毒液スタンド
- セルフレジ (セミセルフレジ)
- 自動券売機、整理券発券機
- 配膳AIロボット

身体的距離の確保

- フロアマーカ (フィジカルディスタンスサイン)
- ベルトパーティション

デジタル対応ツール

(来店時の接客シーンにおいて利用されるもの)

- キャッシュレス決済
- モバイルオーダーシステム
- 予約システム
- 混雑状況表示システム
- インターネットを活用し、混雑状況表示など来店時の感染防止に直接寄与する店舗情報の発信にかかるシステム
- 非接触サインージシステム
- 非接触対面型チェックインシステム
- 非対面ロッカーシステム
- 仮想試着システム
- 顔認証システム



キャッシュレス決済



モバイルオーダーシステム



顔認証システム



混雑状況表示システム

デジタル対応ツールの詳細は、右記ページをご確認ください。

※単なる店舗のリフォームなど感染症対策を目的としない工事は対象外です。 ※既存設備等の単なる更新にかかる工事は対象外です。 ※申請者自身で設置する場合など、設置工事を含まない場合は物品導入経費として取り扱います。

※画像はイメージです。

※マスクや消毒液等の消耗品費は対象外 ※デジタル対応ツールについては、実店舗への集客に資するものに限り、(ECサイトやデリバリー等は対象外) ※各種システム導入にあたって必要となる機器 (PC、タブレット、プリンタ、Wi-Fiルーターなど) は、システムと一体的に使用する場合に限り、支援の対象とします。この場合、システム導入の申込書や、一体的利用を証する写真など確認書類と合わせてご提出ください。

※画像はイメージです。

本事業では、特定のメーカー及び製品を推奨するものではありません。購入・導入の際は、説明書等により、感染症対策の効果等をよくご確認ください。